

保護者のみなさまへ

放課後児童クラブ保護者負担金補助事業のお知らせ

添田町では放課後児童クラブを利用する方の経済的負担を軽減するため、保護者負担金の一部を補助する事業を実施しています。

1. 対象者

添田町放課後児童健全育成事業実施要綱に定める放課後児童クラブを年間利用する者で、次の世帯の方を対象とします。

- ① 生活保護を受けている世帯
- ② 市町村民税が非課税の世帯

※ ただし、①と②の対象世帯のうち、保護者負担金及び町税等に滞納がある場合は対象となりません。

2. 助成額

放課後児童クラブから指定されている期日までに支払った保護者負担金のうち、おやつ代・行事費を除く利用料について、次のとおり補助します。

<1人目> 6,500円/月
(うち利用料5,000円、おやつ代・行事費1,500円)

<2人目以降> 5,500円/月
(うち利用料4,000円、おやつ代・行事費1,500円)

対象世帯	補助額		支払該当期間
① 生活保護世帯	1人目	全額(5,000円)	前期分(4~9月分) 後期分(10~3月分)
	2人目以降	全額(4,000円)	
② 市町村民税非課税世帯	1人目	半額(2,500円)	後期分(10~3月分)
	2人目以降	半額(2,000円)	

※おやつ代・行事費は補助の対象とはなりません。

3. 手続き方法

添田町放課後児童クラブ保護者負担金補助金支給申請書に必要書類を添付し、添田町役場健康子育て応援課子ども育成・支援係に提出してください。(※放課後児童クラブでは手続きを受付けていません。)

審査後に支給決定を行います。

後日、前期分(4月分~9月分)と後期分(10月分~3月分)の支払いを確認できる書類の提出と補助額の請求をしていただきます。その後、申請時に指定された口座へ補助額を振込みます。

■申請時必要書類■

- ① 勤労証明書もしくはそれに準ずる証明書
- ② 生活保護受給者証（生活保護を受けている世帯のみ）
- ③ 非課税証明書（申請年度の課税が添田町で確認できない方のみ）
- ④ 滞納のない証明書等（滞納のないことが添田町で確認できない方のみ）

■請求時必要書類■

- ① 振込先の分かる通帳等の写し（振込先は、児童の保護者名義の通帳に限ります。）
- ② 放課後児童クラブからの保護者負担金領収書、もしくは支払ったことが分かる通帳
- ③ 印鑑（シャチハタ不可）

■申請・請求時期■

利用月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5
申請受付					受付（※ただし前期分は原則9月末まで）									
領収書等 ・請求書					提出 （前期分）								提出 （後期分）	
補助対象期間	前期分（4月～9月利用分）						振込 （予定）							
							後期分（10月～3月利用分）						振込 （予定）	

4. 認定等について

8月1日以降に当該年度分を受付し、当該年度に利用した初月に遡って適用します。ただし、生活保護を受給している世帯については、生活保護認定日の属する月の初日から適用するものとします。

5. 申請期限

前期分：令和8年9月30日（水）

後期分：令和9年3月31日（水）

6. 提出先及び問合せ先

添田町役場 健康子育て応援課 子ども育成・支援係（②番窓口）

電話 82-5964

